

東員町学校給食センター調理業務及び配膳業務委託募集要項

I 募集要項等の定義

東員町（以下「町」という。）では、学校給食を実施している東員町学校給食センターの調理業務及び配膳員業務を民間事業者委託する。

また、委託業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

この募集要項は、調理業務及び配膳員業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要項に併せて公表する次の資料も本募集要項として一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

仕様書：町が民間事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

II 事業の概要

1 事業の名称

東員町学校給食センター調理業務及び配膳業務委託

2 対象施設

別紙仕様書のとおり

3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

5 委託金額の上限（消費税等含まない）

令和7年度 67,020,000 円、令和8年度 69,276,000 円、令和9年度 71,580,000 円、令和10年度 73,896,000 円、令和11年度 76,200,000 円
合計 357,972,000 円

6 受託者決定方式

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）による。

7 調理食数等

別紙仕様書のとおり

III 応募事業者の条件等

1 応募資格

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は次の要件を満たしていること。

- ① 本町に入札参加資格業者（給食業務）の登録があること。
- ② 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を

有しており、町が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。

- ③ 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係マニュアルその他関係通知等に基づく学校給食業務が可能であること。
- ④ 受託事業者は三重県内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に1時間以内に到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- ⑤ 学校給食共同調理場施設での調理業務及び各学校配膳業務の受託実績を3年以上有していること。
- ⑥ 過去3年以内に学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- ⑧ 過去1年間の法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないものであること。
- ⑨ 万一の倒産等委託業務が遂行できない場合の委託業務の履行を確保するために、当該業務を受託者に替わって実施できる契約保証人を確保できること。
- ⑩ 東員町から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- ⑪ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑫ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、追加修正を認めない。また、返却しない。

(4) 資料の取り扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁

止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5)応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 一の応募者が複数の提案を行った場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 著しく信義に反する行為があった場合

(6)その他

- ① 町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 本募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

IV 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定する。

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

募集要項等の公表	令和6年12月24日
現地見学会	令和7年 1月14日
募集要項等に関する質問の受付期間	令和7年 1月14日～ 令和7年 1月17日
募集要項等に関する質問に対する回答	令和7年 1月22日
参加申込書及び提案書類等の受付期間	令和7年 1月24日～ 令和7年 1月28日
選定委員会による提案審査（ヒアリング審査）	令和7年 2月 1日
提案審査の結果通知	令和7年 2月 7日
委託事業者の決定	令和7年 2月14日
委託開始	令和7年 4月 1日

1 募集要項等に関する現地見学会

本募集要項に関する現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 日 時

令和7年1月14日（火）午後4時から

(2) 場 所

東員町学校給食センター

(3) 留意事項

- ① 現地見学会参加希望者は、令和7年1月10日（金）までに、法人名又は代表者名、参加者名及び参加人数を東員町教育委員会教育総務課学校給食センターへFAX又はEメールにて連絡すること。なお、様式

は任意であるが、現地見学会への参加希望者を明記すること。

FAX 0594-86-2250

Eメールアドレス kyousou@town.toin.lg.jp

② 現地見学会参加希望者は、最近1ヶ月以内の検便検査結果(検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)、清潔な衣服(白衣、マスク及び帽子)、調理用靴等を用意すること。

③ 見学時は町の指示に従うこと。

2 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、ホームページにおいて回答する。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

(1) 質問の提出方法

質問書(第1号様式)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

(2) 受付期間 令和7年1月14日(火)から1月17日(金)まで

(3) 回答期日 令和7年1月22日(水)

(4) Eメールアドレス kyousou@town.toin.lg.jp

3 参加申込書(兼応募資格審査申請書)の提出

応募事業者は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 提出日時

令和7年1月24日(金)から1月28日(火) 午後4時まで

(2) 提出書類(正1部、副15部)

① 参加申込書(兼応募資格審査申請書)(第2号様式)

② 第2号様式に記載する添付書類

(3) 提出先

東員町学校給食センター(三重県員弁郡東員町大字鳥取1652番地1)

(4) 提出方法

参加申込書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

4 提案書の提出

次により「提案書」を提出すること。

(1) 受付(提出)期間

令和7年1月24日(金)から1月28日(火) 午後4時まで

(2) 提出書類

正1部・副15部

① 提案書

② 見積書

(3)提出先

東員町学校給食センター（三重県員弁郡東員町大字鳥取1652番地1）

(4)提出方法

① 提案書は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

② 提案書の書式

(ア)A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

(イ)提案書（第4号様式～第8号様式）について記載すること。

(ウ)「審査に係る提案書類提出書（第3号様式）」を添付し、「東員町学校給食調理業務及び配膳業務委託に関する提案書」を記載した表紙を付けること。

事業者名・代表者名は記載しない。

③ 無効（失格）となる提案書

(ア)提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ)虚偽の内容が記載されているもの

④ 見積書

(ア)見積金額欄は、5年間の合計額を記載すること。

(イ)仕様書に基づき作成すること。（第9号様式）

(ウ)見積書に詳細な内訳として、項目内訳書を添付すること。（第10号様式）

(エ)見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(オ)見積額が、Ⅱの5委託金額の上限を超える場合又は、異常に少額である場合、その他本委託業務の適正な実施に支障があると判断される場合は、失格とする場合がある。

V 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

東員町学校給食調理業務等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案の選定審査を実施する。

2 審査の方法

(1)公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

(2)応募事業者資格の確認審査

町は、応募資格の確認審査を応募資格審査申請書類により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

(3)書類審査及びヒアリング審査

上記応募事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める業務等委託候補者選定基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。

なお、ヒアリング審査の日時、場所については、別途通知する。

① 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認する。

(ア)提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

(イ)提案書全体について、様式集に従った構成となっていること。

(ウ)当該提案は、各様式に示す提案の項目内容が仕様書を満たしていること。

② 提案書の選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容等を評価し、各委員の得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(4)優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(5)選定結果は、応募事業者全てに通知する。なお、審査結果等に対する異議申立てはできないものとする。

(6)契約の締結

町は、優先交渉権者と契約締結交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(7)審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することができる。

3 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

東員町教育委員会教育総務課学校給食センター

電話 0594-86-2200

FAX 0594-86-2250

Eメールアドレス kyousou@town.toin.lg.jp